7　参考資料（関連法規）

4）「建築基準法」防耐火性能に関わる規定

⑧準防火地域内木造3階建て建築物の設計基準（令136条の2）（準防戸建3階仕様）

■外壁の開口部の構造及び面積

●隣地境界線などからの距離が、1m以内の部分にある外壁の開口部は、防火設備を設ける必要があります。ただし、開口面積が0．2m²以内の換気口は防火設備を設ける必要はありません。

●隣地境界線などまたは道路中心線からの距離が、5m以下の部分にある外壁の開口部は、それぞれの距離に応じて、開口部の面積の制限を受けます。

■外壁の構造

●外壁の構造は、準耐火構造とするか、屋外側を防火構造とし、屋内側に下記の防火被覆を設ける必要があります。

■主要構造部

●柱および梁の構造は、通常の火災より、建物全体が容易に倒壊するおそれのないよう、その方法および寸法の制限を受けます。

■床またはその直下の天井の構造

●通常の火災時において、下の階から上階へ容易に延焼しないよう、防火上の措置について、最下階の床を除き定められています。

■屋根またはその直下の天井の構造

●外壁と同様、室内側から通常の火災において、容易に炎および火熱が外部に噴出しないよう、防火上の措置について定められています。

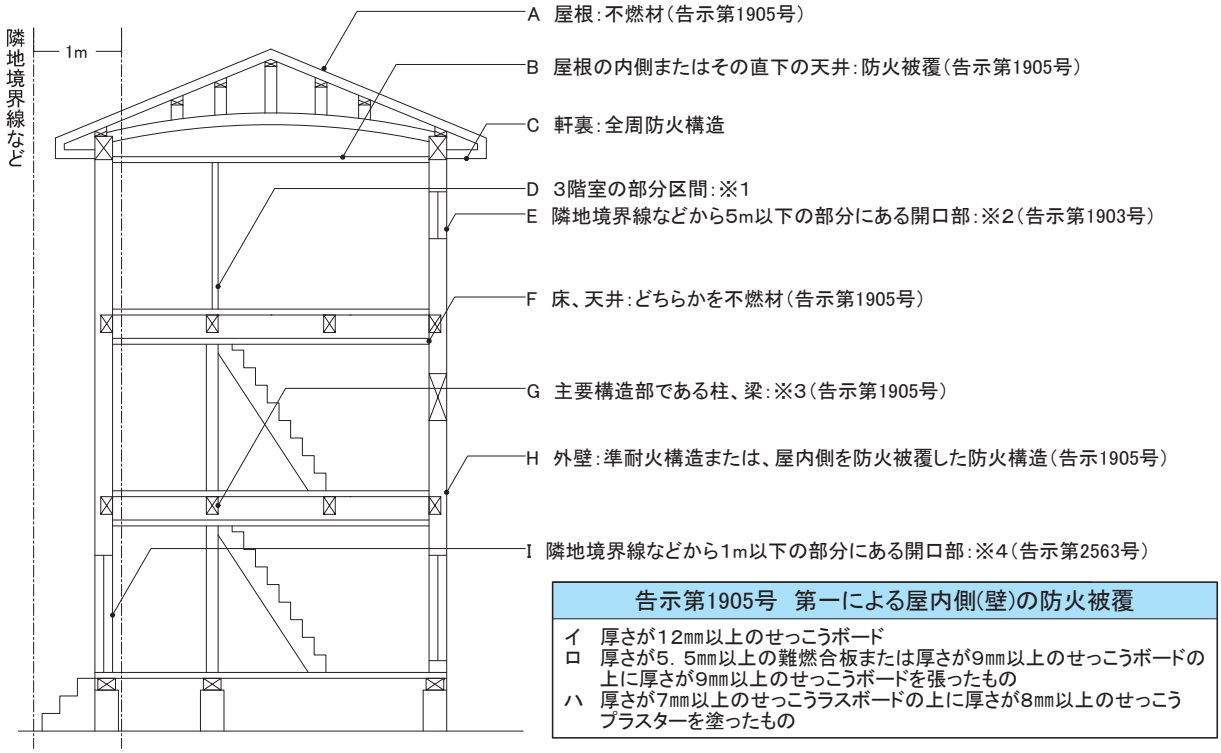

告示第1905号　第一による屋内側（壁）の防火被覆
イ　厚さが12㎜以上のせっこうボード ロ　厚さが5．5㎜以上の難燃合板または厚さが9㎜以上のせっこうボードの上に厚さが9㎜以上のせっこうボードを張ったもの ハ　厚さが7㎜以上のせっこうラスボードの上に厚さが8㎜以上のせっこうプラスターを塗ったもの

※1　間仕切壁または戸（ふすま・障子その他これらに類するものを除く）で区画されています。
（通常のフラッシュ戸、間柱の入った壁であれば問題ありません）

※2　距離に応じて面積を制限する。延焼のおそれのある部分は防火設備とする必要があります。

※3　小径を12㎝以上とするか、または防火上有効に被覆する必要があります。

※4　常時閉鎖式などの防火設備とする必要があります。